

監査委員告示第6号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年11月10日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

随時監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。
なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査期間

令和4年5月30日から令和4年9月30日まで（予備調査を含む。）

2 監査対象

令和3年度に執行された予算の流用及び予備費の充用について

3 監査対象部局

令和3年度に執行された予算の流用及び予備費の充用の状況等を把握するため、財務会計システム等を用いて確認された予算の流用及び予備費の充用の事案があった次の1局26課を監査対象とした。

市長直轄組織：人事秘書課

マチオモイ部：学研企画課、観光商工課、農政課

総務部：総務課、危機管理課、財政課、税務課

市民部：市民課、国保年金課、人権推進課、まち美化推進課

健康福祉部：社会福祉課、くらしサポート課、高齢介護課、健康推進課

建設部：指導検査課、建設課、管理課、都市計画課

教育部：学校教育課、こども宝課、社会教育課、文化財保護課

上下水道部：水道業務課、下水道課

議会事務局

4 監査目的

予算の流用及び予備費の充用の執行にあたり、その手続及び時期等について、合规性が担保して処理されているかを確認し、より適切な予算統制につながるよう財務監査を実施するもの。

5 監査方法

書面による予備調査を実施し、予算の流用及び予備費の充用に係る手続、金額及び時期等を考慮の上、更に直接、担当課から特に状況を聞き取る必要があると認めた事案を抽出して担当職員に対するヒアリングを行い、その結果を踏まえて書面監査を実施した。

6 監査結果

令和3年度の予算の流用及び予備費の充用について、適法性・適切性を主眼として監査を実施したところ、監査した範囲において、いずれの予算の流用・予備費の充用についても地方自治法及び本市予算事務規則に違反する事案はなかった。

しかしながら、一部の事務に関して、予算の流用に係る違法性が認められた判例に類似する事案、5千万円を超える事案及び本市事務決裁規程との整合性に疑義のある事案などが見受けられた。これらの事案は、地方自治法及び本市予算事務規則に照らして合规性は満たしているものの、果たして、予算の執行管理及び市民への説明責任の観点から十分であるか懸念するところである。

については、「7 監査報告」の記載を踏まえて、必要な改善内容を検討され、より慎重かつ適切な事務執行に努めていただきたい。

指摘と意見について

【指摘】法令等に違反して是正の必要がある事項及び契約書や合意書で定められた規範に違反している事項、並びに法令等や規範に違反している訳ではないが、正確性を欠くものや、著しく不合理で裁量を逸脱していると認めた事項。

【意見】経済性、効率性及び有効性、3Eの観点の他、合理性や相当性の観点から、是正を推奨する事項や正確性を欠くものであっても単純な誤記であることが明らかで他に影響のない事項

7 監査報告

(1) 予算の流用

地方自治法第220条第2項において、「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。」となっているため、各款の間での流用は禁止されているが、各項の間の流用は、予算の定める限度で可能となる。

一方、各目節間、細節間、事業間の流用は禁止されていないが、人件費と物件費の相互流用及び交際費、食糧費を増額する流用、流用した経費を他の経費へ流用することなどの流用は、木津川市予算事務規則第14条第3項で禁止されている。

予算の流用は、不測の事態に対処するための予算執行の現実的な方法としては、当初予算の範囲内で行うものと考えられる。

(2) 流用手続

本市の予算流用の手続は、木津川市予算事務規則第14条第1項において、「各課等の長は、法第220条第2項ただし書の規定による各項の経費の金額を流用しようとするとき、又は歳出予算事項別明細書に定めた目若しくは節の経費の金額を流用しようとするときは、予算流用伺書により市長の承認を受けなければならない。」と規定されている。

また、本規則には特に定めがないものの、予算の流用を行おうとする場合は流用金額の多寡にかかわらず、あらかじめ財政課と事前協議を行い、更に予算流用伺書により市長の承認を得る前に「流用金額が20万円以上のもの」や「顛末、経過を明らかにする必要があるもの」については別途決裁を取るなどの事務手続の運用がされている。この運用により、予算の流用措置がやむを得ない理由によるものか否かなど慎重に確認をした上で、予算流用伺書により市長の承認を得られており、円滑な予算流用伺書の回付になっていると思われる。

(3) 予算の流用の現状

令和3年度予算（一般会計、特別会計、公営企業会計含む）であった予算の流用の合計金額は2億1,106万5千円で、件数は322件あった。所属別の流用件数、理由別件数などの内訳は次のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症関連事業に係る予算の流用は、3,854万円、114件あった。

①所属別の流用額一覧

(単位：円)

所 属 名	流 用 額	所 属 名	流 用 額
人事秘書課	11,361,000	指導検査課	9,000
学研企画課	2,318,000	建設課	58,224,000
観光商工課	13,829,000	管理課	26,681,000
農政課	1,000	都市計画課	199,000
総務課	6,503,000	学校教育課	25,884,000
危機管理課	684,000	うち小・中学校	13,579,000
財政課	51,000	こども宝課	4,256,000
税務課	3,193,000	幼稚・保育園	1,086,000
市民課	1,100,000	社会教育課	3,199,000
国保年金課	12,000	文化財保護課	86,000
人権推進課	204,000	水道業務課	11,836,000
まち美化推進課	4,277,000	下水道課	1,697,000
社会福祉課	1,104,000	議会事務局	50,000
くらしサポート課	211,000	国保特会	2,961,000
高齢介護課	9,000	介護特会	22,414,000
健康推進課	8,712,000	合 計	211,065,000

②所属別の流用件数一覧

流用	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	合計	新型コロナウイルス 感染症関連
人事秘書課	2	9	7	2	4	0	0	24	1
学研企画課	0	2	1	3	0	0	0	6	0
観光商工課	0	3	1	0	0	2	0	6	2
農政課	1	0	0	0	0	0	0	1	0
総務課	8	6	10	0	2	0	0	26	6
危機管理課	4	2	3	0	0	0	0	9	2
財政課	4	1	0	0	0	0	0	5	0
税務課	1	0	2	1	2	0	0	6	0
市民課	0	1	2	1	0	0	0	4	3
国保年金課	0	1	0	0	0	0	0	1	1
人権推進課	2	4	1	0	0	0	0	7	2
まち美化推進課	3	5	4	1	2	0	0	15	0
社会福祉課	3	4	2	1	0	0	0	10	0
くらしサポート課	1	0	1	0	0	0	0	2	0
高齢介護課	1	0	0	0	0	0	0	1	0
健康推進課	1	5	4	4	3	0	0	17	10
指導検査課	1	0	0	0	0	0	0	1	0
建設課	0	0	1	0	3	0	1	5	0
管理課	5	3	1	0	0	1	1	11	0
都市計画課	1	0	1	0	0	0	0	2	0
学校教育課	23	44	25	8	3	1	0	104	71
うち小・中学校	10	33	23	6	2	0	0	74	67
こども宝課	7	4	6	2	1	0	0	20	4
幼稚・保育園	5	4	3	0	0	0	0	12	4
社会教育課	0	8	4	3	0	0	0	15	10
文化財保護課	1	1	0	0	0	0	0	2	0
水道業務課	0	2	1	2	1	1	0	7	0
下水道課	0	1	1	0	1	0	0	3	0
議会事務局	0	1	0	0	0	0	0	1	1
国保特会	2	3	1	0	1	0	0	7	1
介護特会	0	2	1	0	0	0	1	4	0
合計	71	112	80	28	23	5	3	322	114

③流用理由別件数

理 由	説 明	件数
突発的事象の発生	機器(設備)の故障や災害など予期せぬ状況の発生により、緊急に実施しなければならないもの	42
予算計上漏れ	予算(当初・補正)への計上が漏れていたもの	10
予算計上誤り	予算(当初・補正)に計上していたが、見込誤り等で予算不足が生じたもの	50
予算計上時からの状況変化	予算(当初・補正)に計上していたが、状況の変化により実施(対応)しなければならないもの	181
予算計上困難	事業の計画はあったものの不確定要素により予算計上が困難であったもの	7
その他		32
合計		322

④理由別・流用額一覧表

理 由	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
突発的事象の発生	7	13	13	5	4	0	0
予算計上漏れ	2	2	2	2	2	0	0
予算計上誤り	14	14	10	5	6	0	1
予算計上時からの状況変化	40	77	41	8	8	5	2
予算計上困難	5	0	1	1	0	0	0
その他	3	6	13	7	3	0	0
合計	71	112	80	28	23	5	3

(4) 予備費の充用

地方自治法第217条第1項において、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。」となっている。このため予備費の計上は、一般会計では義務的、特別会計では任意的である。

予算の過不足は補正予算で対応するのが通常であるが、議会を招集するまでもないような軽微なものや予算の不足に対しては、予備費を設けて措置できるようにするものである。ただし、同条第2項は、議会が否決した費途に充てることはできないとなっている。

また、支出が繰越となる経費に充てることはできず、一旦充用した後は繰

戻すこともできないものと解されている。

(5) 充用手続

本市の予備費を充用手続は、木津川市予算事務規則第15条第1項において、「各課等の長は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費の充用を必要とするときは、予備費の充用何書により財政課長に申出なければならない。」と規定され、また、第2項において「財政課長は、前項の規定により予備費の充用について申出があったときは、当該必要とする予算外の支出が予見することができなかつたものであるかどうか、又は当該必要とする予算超過の支出がやむを得ないものであるかどうかについて審査し、必要な調整を加え、意見を付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。」との規定されている。手続きとしては、予算の流用と同様に予備費充用何書を回付する前に、事前の決裁を必要としている。

(6) 充用の現状

令和3年度予算（一般会計、特別会計、公営企業会計含む）で予備費を充用した合計金額は1,312万円で、件数は25件あった。所属別の充用件数、理由別件数などの内訳は次のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算への充用は、721万8千円、10件あった。

①所属別の充用額一覧

(単位：円)

所 属 名	流 用 額	所 属 名	流 用 額
人事秘書課	2,264,000	管 理 課	3,169,000
総 務 課	550,000	学校教育課	78,000
税 務 課	220,000	国 保 特 会	1,373,000
社会福祉課	100,000	介 護 特 会	391,000
健康推進課	4,975,000	合 計	13,120,000

②所属別の充用件数一覧

充用	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	合計	新型コロナウイルス感 染症関連
人事秘書課	2	1	3	0	1	0	0	7	4
総務課	0	0	0	1	0	0	0	1	0
税務課	0	0	2	0	0	0	0	2	0
社会福祉課	0	0	1	0	0	0	0	1	0
健康推進課	0	1	2	1	1	0	0	5	5
管理課	0	0	0	0	1	0	0	1	0
学校教育課	0	1	0	0	0	0	0	1	1
国保特会	1	0	1	0	1	0	0	3	0
介護特会	0	2	2	0	0	0	0	4	0
合計	3	5	11	2	4	0	0	25	10

③充用理由別件数一覧表

理由	説明	件数
突発的事象の発生	機器(設備)の故障や災害など予期せぬ状況の発生により、緊急に実施しなければならないもの	7
予算計上漏れ	予算(当初・補正)への計上が漏れていたもの	0
予算計上誤り	予算(当初・補正)に計上していたが、見込誤り等で予算不足が生じたもの	0
予算計上時からの状況変化	予算(当初・補正)に計上していたが、状況の変化により実施(対応)しなければならないもの	11
予算計上困難	事業の計画はあったものの不確定要素により予算計上が困難であったもの	7
その他		0
合計		25

④理由別・充用額一覧表

理由	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
突発的事象の発生	0	2	4	0	1	0	0
予算計上漏れ	0	0	0	0	0	0	0
予算計上誤り	0	0	0	0	0	0	0
予算計上時からの状況変化	2	3	3	1	2	0	0
予算計上困難	1	0	4	1	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	5	11	2	4	0	0

(7) 監査における指摘事項

監査における指摘事項を次のとおり述べる。なお、指摘事項については、個別の事例と捉えるのではなく、すべての部局の予算流用において改善すべき事例として留意されたい。

ア 違法性が認められた裁判事例に類似する流用事案

【概要】

- 観光商工課が所管する観光に関連する補助事業を年度途中で取り組むために令和3年第2回定例会において補正予算に計上し、議決を得た。その後、当該事業費(15,000,000円)について、補助事業として採択されず、当該事業を実施しないことになり、補正予算の全額が不用額となった。
- その不用額をコロナ対策の補助金(2種類)が不足することから流用(8,265,000円と5,263,000円)したものの。

【流用に係る重要裁判事例】

- 昭和59年9月18日京都地裁における損害賠償請求事件(不当な予算の流用による公金の違法支出であるとし、京都府に対する損害賠償請求事件に係る判決)
- 予算の流用に係る被告の主張と京都地裁の見解

《被告の主張》

予算に関し議会の議決の対象となるのは「款」「項」のみであり、予算に関する説明書の「目」「節」の記載は審議資料に過ぎず、また、説明書の「説明」欄の記載は、法定の予算説明に当たらないから、共に地方公共団体の長の予算執行を拘束しない。

《京都地裁の見解》

地方自治法211条2項は、予算を提出するときに予算に関する説明書を併せて提出するよう定め、法の施行令がその様式を定めた趣旨、ひいては議会の予算審議権に鑑みると、議会を欺罔して予算の議決を得ている場合に、この予算の流用支出を地方公共団体の長の予算執行権の範囲に属する適法な財務会計行為に属するとすることは、脱法行為を正当視することになり、到底是認されないと解するのが相当である。このことは、本来の用途を明らかにした場合に議会が予算を議決したであろうと考えられる場合でも同様である。

【指摘事項】

- 議会議決を得る際の行政の予算説明内容による予算執行をすることなく、全く異なる予算への流用及び支出は、前述の京都地裁の見解を鑑みると違法性を問われかねない。今後、このような場合は、流用による対応ではなく、必要な予算額を補正して措置することが望ましい。

イ 5千万円を超える流用事案

【概要】

- 建設課が所管する小川内水対策事業において、内水排水施設整備に必要な用地を取得するため、取得予定地にある建物に対する建物補償費に不足が生じることから、令和3年第2回定例会の補正予算で不足分を計上された。
しかし、建物補償額が、想定した予算（補正後）を上回ることから、当初予算よりも想定価格が下回った土地購入費から建物補償費へ流用（51,930,000円）したものの。
- 流用額が5千万円を超え、令和3年度の予備費（67,604,000円）に匹敵するほどの多額の流用である。
- 土地購入費が当初予算の想定した額より下回ったことで、多額の不用額が発生したことから流用ができたものである。

【指摘事項】

- この事案について時系列で確認したところ、土地売買価格や建物補償費について、土地・建物に係る不動産鑑定評価や先方との事前協議により、それぞれの費用については、令和3年度第2回定例会の補正予算までには概ね不足する額は把握でき、補正対応ができたと思われる。
また、協議経過から契約締結期日など先方による特別な事由もなく、この補正予算で対応したとしても、その後の事業進捗に影響を与えるものでないことから、今回の流用は回避できたものとする。
多額の予算を流用するのに際しては、特に十分な説明責任が果たせるか否かの判断に留意し、適切に予算措置をされたい。

ウ 木津川市事務決裁規程との整合性に関して疑義のある事案

【概要】

- 予算の流用手続については、前述したとおり木津川市予算事務規則に基づき予算流用伺書により承認が行われている。
- 承認を得る予算流用伺書は、システム（財務会計）から印刷したものに必要書類を添付し回付されている。
- システムから印刷した予算流用伺書の決裁区分のうち、一部区分について木津川市事務決裁規程（以下「事務決裁規程」という。）の別表にある「予算の流用をすること」と整合が取れておらず、決裁時において、事務決裁規程どおりに決裁区分を訂正し対応している事例や印刷された予算流用伺書どおり決裁を得ているものが見受けられた。

【詳細】

- 事務決裁規定の別表にある4つの区分のうち(1)～(3)の区分については、システムから印刷した予算流用伺書の決裁区分と整合が取れていたものの、(4)の区分については、整合が取れていない状況であった。

《事務決裁規定の別表の抜粋》

決裁事項	決裁権者等	決裁権者				指定合議先	摘要
		課長	部長	副市長	市長		
3	予算の流用をすること。						
	(1) 50万円以上				○	総務部長 財政課長	
	(2) 20万円以上50万円未満			○		同上	
	(3) 20万円未満		○			財政課長	
	(4) 細節流用	○				財政課長 ただし、同一事業内を除く。	
4	予備費の充用を申請すること。				○	総務部長 財政課長	

- (4)細節流用の決裁区分は、事務決裁規程では「決裁区分が、決裁権者は課長」となっているが、実際の予算流用伺書の決裁区分については、(1)～(3)のように金額に応じた決裁権者となっている。

【確認】

- 状況について財政課に確認したところ、事務決裁規程の別表の「予算の流用をすること」の区分にある「細節流用」については、『「細節流用」は、「細節間流用」ではなく、「細節内流用」すなわち「細々細節間流用」と解し運用している』とした上で、『たとえ細節内流用であっても課長専決とはせず、財政課長への事前協議と金額に応じた区分によるとしている。事務決裁規程の改正は伴わない運用の範囲』というものであった。

【指摘事項】

- 事務決裁規程に規定されているにもかかわらず、「運用の範囲内」とされているが、これまで運用に係る通知が複数あり、決裁区分の解釈について、職員において疑義が生じていると思われる。
- 予算執行を適切に行うため、今回の随時監査の結果を踏まえて、改めて予算の流用に係る通知をするよう検討されたい。
また、適切な事務執行のためには、関係法令や規則等の例規により行うことが原則である。運用はあくまで例規で記載しきれない取扱いを補足し、適法に事務処理をするためのものであることから、例規と異なる取扱いが望ましいのであれば、例規の見直しが必要と考える。

(8) 監査における意見事項

監査における意見事項については、次のとおりである。より適切な予算統制が行われるよう、留意されたい。

ア 不用額の流用について

入札や様々な調整の他、特に令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業が実施できなかった結果、予算の執行額が減少し多額の不用額が生じている。

不用額を調整、交渉又は不測の事態に対応するため、予算計上時の目的や内容と異なることに執行しようとする場合、「予算不用額の目的外執行について（平成28年10月28日付け総務部長通知）」により運用されているが、必要経費が減少して不用額が発生することは、経済性が求める結果であり、これを安易に流用してしまえば、経済性に反する結果となりかね

ない。

イ 事前協議の決裁文書について

事前協議の決裁文書において、流用するため必要額（不足額）の記載はあるが、流用額の根拠となる見積書又は算出根拠の記載が未添付のものが見受けられた。

特に流用理由（〇〇が増加するため、〇〇が不足するため）の記載において、顛末や経過等は記載しているものの、予算不足となった原因を記載していないものが多々あった。中には、記載内容が不明確で理解し難いものもあったことから、説明責任の観点からも事前協議において、よりの確に理由や説明を決裁文書に記載することが望ましい。

また、事前協議の決裁文書に記載された理由を見る限り、果たして流用してまで処理しなければならない事案であったのかという疑問を抱く流用があった。特に緊急性が認められない限り、補正予算または次年度の当初予算での措置が望ましい。

ウ 年度末の流用について

令和3年度において、322件の予算の流用があった中で3月29日から3月31日に処理され件数が111件（うち、新型コロナウイルス感染症関連53件）あり、処理件数が全体の約3割を占めている。

この中には、年度末にしか処理できないやむを得ないものもあるが、支払の際に予算不足が判明して、急きょ予算を流用したものもあったことから、予算の執行管理について留意されたい。

エ 繰越予算の流用について

令和3年度予算においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度から令和3年度への予算の繰越が多くあった。その中でも、教育費については、16件の流用があった。

これは、令和3年3月中旬に令和2年度学校保健特別対策事業補助金の交付決定を受けたものの用途を確定することが困難であることから、一旦、その全額を令和3年度予算の需用費（消耗品費）で繰越し、その後、用途が決まり、予算が不足することとなった予算費目へ流用されたものである。

繰越予算の流用（繰越予算間）については、地方財務実務提要に示されているとおり、認められてはいるものの、16件の流用があったということは、安易な流用があったのではないかと疑念を持つものである。

(9) まとめ

今回の監査のまとめとして、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果の報告にあたり、次のとおり総括的に意見を述べる。

予算の流用及び予備費の充用については、予算の執行上必要がある場合に限り認められる行為であるが、その手続について比較的簡便であることから、合規性を満たすことはもちろんであるが、安易に用いることのないよう留意することが求められる。

監査結果で述べたとおり、今回の監査では、一般会計及び各特別会計に係る令和3年度に行った予算の流用及び予備費の充用の執行状況について、適法性・適切性を主眼として実施したところ、いずれの予算の流用及び予備費の充用について、地方自治法及び本市予算事務規則に違反する事案はなかった。

しかしながら、一部の予算の流用について、適切な予算の流用とは言い難い事案、予算管理を十分に行っていれば予算の流用をする必要がなかった事案、また流用理由と流用原因が整合していない事案が見受けられた。

今後、予算の流用や予備費の充用をする際は、予算の流用に係る違法性に関する判例、予算の執行管理及び市民への説明責任等の観点から、以下に掲げる事項について、留意・検討・改善をされたい。

ア 予算の流用に係る違法性の判例に類似する事例について

事業採択されなかった補助事業に係る予算について、事業採択されず執行する見込みがなくなった予算を不用額とし、予算が不足する他の事業予算に流用している事案を確認した。同一「目」内での流用であることから、合規性は満たしているものの、次に述べる理由から、このような予算の流用については適切な財務会計行為と言い難いため、今後の事務処理について改善を求める。

予算に関する議会の議決の対象となるものは、「款」・「項」のみであり、「目」・「節」は、予算の執行科目に過ぎず、議決の対象とはならないものである。

また、地方自治法上も、「目」・「節」の間における予算の流用については、明文を持ってこれを禁止していないことに照らせば、本市の予算事務規則等に別段の定めがある場合は別として、当然に「目」・「節」の間における予算の流用をすることが禁止されているものとは解されず、市長の裁量の範囲である。

しかし、地方自治法は、普通地方公共団体の議会に予算議決権を付与し、

その予算議決権の実効性を担保するため、予備費を議会の否決した費途に充てることを禁止していること、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入すべきものとし、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない旨を定めるとともに、普通地方公共団体の長が予算を議会に提出する際に併せて提出しなければならない「予算に関する説明書」においては、「目」・「節」の内容を明らかにしなければならないとされている。

議会が予算の議決にあたり、執行科目である「目」・「節」の内容についても配慮できるようにしていること、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務を誠実に管理し及び執行する義務を負い、また、普通地方公共団体の長は、歳入歳出予算の各項を「目」・「節」に区分するとともに、「目」・「節」の区分に従って歳入歳出予算を執行するための手続を定めた上で予算を執行すべき義務も負うことに照らせば、「目」・「節」間の予算の流用についても無制約に許されると解すべきではない。

また、予算審議にあたり、長が提出した予算説明書において、「目」・「節」の内容たる支出目的・支出方法について、虚偽の説明をして予算議決を得て予算を執行したような場合には、この予算の流用・支出は違法なものとなるという判例（京都地判昭和59.9.18）の趣旨を踏まえると、先に述べたとおり、予算に計上した事業を実施せず、その予算を全く執行しないで、事業の目的及び財源が全く異なる他の事業の予算に流用することは適当とは言えないため、今後このような場合には、補正予算又は予備費の充用で対応されたい。

加えて、今回の監査では対象事案がなかったが、当初予算に計上されていない新規事業については、予算の流用とせず、補正予算で対応することを併せて求める。

イ 予算の執行管理と市民に対する説明責任について

予算の流用及び予備費の充用の金額については、特段上限はないものの、今回の監査した結果、1件あたり100万円を超える流用が29件あった。いずれの予算の流用も合規性は満たされているものの、市民に対して、十分な説明がなされた上で予算執行すべき事案でなかったか懸念されるところである。

特に5千万円を超える予算の流用が1件あった。本市の懸案事項に係る予算の流用であり、スピード感を持ち事業を推進していることは評価するものの、今回、監査をした限りにおいて、あえて予算の流用をしなければ

ならない緊急性は認められず、補正による対応が可能であったのではないかと推察する。

これらの事例以外にも補助金の実績報告の確認、予算見積の精度、又は予算の執行管理に配慮していれば予算の流用に至らなかった事例も見受けられた。

今後、不要な予算の流用がないよう予算の積算や執行状況に留意するとともに予算の流用の際には、合規則の担保だけでなく、市民への説明責任の観点についても注意し、やむを得ない事案か否か慎重に検討するよう留意されたい。

ウ 流用・充用と補正の考え方等について

上記で述べたとおり、予算の流用は予算の過不足を融通する事務整理的な手段であることから、説明責任を果たす必要のあるものは、本来、補正による対応が求められるところであり、比較的簡便な手続であることなどから、安易に用いられているのではないかと懸念される。

予算の流用における手続に関して、あらかじめ財政課との事前協議を行い予算の流用による配当変更の可否を検討・決裁した上で流用していることについては評価するが、この決裁及び財務会計システムによる流用書の決裁区分について、その流用の原因と理由が十分に読み取れないもの、事務決裁規程どおりになっていないもの、決裁区分の解釈について統一されていないのではないかと見受けられるなどの事案があった。

また、予算の流用の承認・予算配当替を行った際、地方自治法施行令第151条及び予算事務規則第14条及び第15条の規定により、当該予算を所管する課長及び会計管理者へ通知することになっているが、課長に対しては口頭で通知しているとのことであったが、会計管理者への通知については確認できなかった。

また、予算の流用については、歳出予算の配当替であるが、流用元の財源が国庫補助金等の特定財源であった場合、流用先の歳出予算の財源としては適当でないため、事後に財源更正による補正をしている事例があった。

これは一時的な歳入欠陥の状態で予算を執行したとも言えるが、事前協議の決裁文書において、特定財源に対する取扱いについての記載が見受けられない事例があった。

については、より適切な予算統制が行われるよう、「法令に基づき適正な予算の流用・予備費の充用の事務処理に関する取扱い」及び「予算の流用・予備費の充用と補正の考え方」について改めて整理をし、必要な是正又は改善を検討されたい。